

見舞金付定期預金

BCP預金

【募集期間】2026年4月1日(水)～2026年6月1日(月)

震度6強以上の大規模地震が発生した場合、
預入額の**5%**を「見舞金」としてお支払い！

商 品 名	見舞金付定期預金 BCP預金
対 象 者	法人のお客さま
募 集 総 額	400億円
預 入 原 資	当行に新たにお預入れいただくご資金、またはすでにお持ちの当行の流動性預金より振替いただくご資金
預 入 日	2026年7月1日(水)
預 入 金 額	2,000万円以上2億円以下(1,000万円単位)
預 入 期 間	1年(元金自動継続)
適 用 金 利	店頭表示の「自由金利型定期預金(大口定期預金)」利率
地 震 観 測 地 点	当行の営業エリア(和歌山県・大阪府)における、気象庁が公表している地震観測地点の中から、本社・工場などお客さまの所在地から最寄りの地点を選択いただけます。
見 舞 金	ご指定の地震観測地点における震度が6強以上の場合、預入額の5%を「見舞金」(最大見舞金:1,000万円)として1回に限りお支払いします。 被災による損害の有無にかかわらず、見舞金が受けられるため、震災リスク対策として、事業継続費用など幅広い用途にご活用いただけます。

⚠
ご注意事項

- ・募集期間中であっても、募集総額に達した場合は受付を終了いたします。
- ・見舞金の支払は、震度決定日から所定の日数を経た後となります。
- ・震度は、気象庁が発表する震度であり、速報値等ではなく、精査完了後の正式な震度となります。
- ・震度は、地震発生日から22日後の日を震度決定日として確定します。ただし、震度が発表されない等の理由により、震度決定日が地震発生日から180日後の日まで延期する可能性があります。
- ・地震観測地点における気象庁が発表する震度が6強未満、欠損、未確定の場合、見舞金は支払われません。
- ・見舞金の税務上の取扱いは、お客さまのご担当の税理士、公認会計士にご相談ください。
- ・市場環境その他の事情により、予告なく商品内容の変更、商品の取扱いの中止、または見舞金の取扱いを中止する可能性があります。

見舞金付定期預金「BCP預金」商品概要説明書

(2026年4月1日現在)

1	商品名	・見舞金付定期預金「BCP預金」						
2	内容	・法人のお客さまの所在地（本社もしくは事業所）から最寄りの地震観測地点において、震度6強以上の大規模地震が発生した場合、預入額の5.0%を「見舞金」（最大見舞金：1,000万円）として、1回に限り当行から預入者にお支払する商品です。						
3	販売対象	・法人のお客さま（当行の営業エリア（東京は除く）に本社もしくは事業所を有する法人のお客さま）						
4	取扱店舗	・全店（関西国際空港出張所・インターネット支店は除く）						
5	預入原資	・当行に新たにお預入れいただくご資金、またはすでにお持ちの当行の流動性預金より振替いただくご資金						
6	募集総額	・400億円 ・先着順（募集総額に達した時点で、募集期間中であっても受付を終了します）						
7	募集期間	・2026年4月1日～2026年6月1日						
8	預入 (1) 預入日 (2) 預入方法 (3) 預入金額 (4) 預入単位 (5) 預入限度額	・2026年7月1日 ・一括預入 ・2,000万円以上2億円以下 ・1,000万円単位 ・1法人あたり上限2億円						
9	期間	・1年 ※満期時は「元金自動継続」（元利継続は不可）の取扱いとなります。						
10	預金種類	・大口定期						
11	適用金利	・店頭に表示する「大口定期預金」の利率（基準金利）						
12	地震観測地点	・気象庁の地震観測地点のうち、当行の営業エリアに該当する下記の10地点より、お客さまの所在地から最寄りの地点を1つ指定いただきます。（お客さまの所在地は、本社住所に限らず、事業所・工場の住所でも可） <和歌山県> <大阪府> ・和歌山市男野芝丁（和歌山地方気象台） ・岸和田市岸城町 ・紀の川市粉河（旧粉河中学校跡地） ・大阪堺市中区深井清水町 ・有田市箕島（有田市役所） ・大阪府中央区大手前（大阪管区気象台） ・御坊市園 ・白浜町消防本部 ・串本町潮岬（潮岬特別地域気象観測所） ・新宮市新宮（新宮市こども家庭センター）						
13	見舞金支払	・地震発生時の見舞金振込口座（当行口座に限る）を指定いただきます。 ・ご指定の地震観測地点における震度が6強以上の場合、預入額の5%を「見舞金」（最大見舞金：1,000万円）として1回に限りお支払いします。 ・見舞金のお支払いは、震度決定日から所定の日数を経た後のお支払いとなります。 ・震度は、気象庁が発表する震度であり、速報値等ではなく、精査完了後の正式な震度となります。 ・震度は、地震発生日から22日後の日を震度決定日として確定します。 ・ただし、震度が発表されない等の理由により、震度決定日が地震発生日から180日後の日まで延期となる可能性があります。 ・地震観測地点における気象庁が発表する震度が6強未満、欠損、未確定の場合、見舞金は支払われません。 ・気象庁が震度を永続的に公表停止した場合、見舞金は支払われません。						
14	利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入時の約定利率を満期時まで適用します。（利率は店頭に表示しています。） ・満期時に一括してお支払いします。 ・1年を365日とする日割計算をおこないます。（単利） ・付利単位：100円						
15	手数料	・不要						
16	中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、預金規定に基づき、以下の期限前解約利率（中途解約利率小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ・中途解約利率：次のa, bのうちいずれか低い利率を適用します。 a. お預け入れ期間と約定期間に応じた利率 <table><thead><tr><th>お預け入れ期間</th><th>利率</th></tr></thead><tbody><tr><td>6ヵ月未満</td><td>解約日の「普通預金」利率</td></tr><tr><td>6ヵ月以上1年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr></tbody></table> b. 次の式により計算した利率 $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定期間} - \text{預入期間})}{\text{預入期間}}$ <p>（この式で計算した利率が「約定利率の10%」を下回る場合は、「約定利率の10%」とします。）</p> <p>（注）ここでいう基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した利率です。 詳しくは窓口までご照会下さい。</p>	お預け入れ期間	利率	6ヵ月未満	解約日の「普通預金」利率	6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%
お預け入れ期間	利率							
6ヵ月未満	解約日の「普通預金」利率							
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%							
17	税金	・利 息：総合課税（非課税法人の場合は非課税） ・見舞金：お客さまのご担当の税理士・公認会計士にご相談ください。						
18	受付方法	・窓口のみ（ATMではお預入れできません）						
19	預入方法	・通帳式（総合口座を含みます）						
20	預金保険	・預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。						
21	その他	・市場環境その他の事情により、予告なく商品内容の変更、商品の取扱いの中止、または見舞金の取扱いを中止する可能性があります。						
22	当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室（電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772）						